工　１式　鋼橋足場等設置工　１式　鋼製橋脚工　１式　舗装工　１式　道路付属施設工　１式　仮設工　１式
指定部分１　工場製作工、工場製品輸送工
指定部分２　工場製作工、工場製品輸送工
②工事
橋種：鋼３径間連続鋼床版箱桁橋
橋長：58.2～66.0m
最大支間長：51.9m
工場製作工　１式　桁製作工　約1600ｔ
工場製品輸送工　１式　鋼橋架設工　１式　架設工（クレーン架設）１式　支承工　１個　橋梁現場塗装工　約360㎡　橋梁付属物工　１式　排水装置工　１式　付属物工　１式　鋼橋足場等設置工　１式　鋼製橋脚工　１式　舗装工　１式　道路付属施設工　１式　仮設工　１式
指定部分１　工場製作工、工場製品輸送工
指定部分２　工場製作工、工場製品輸送工

⑸　工期　本工事は、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、余裕期間を設定した工事である。詳細は入札説明書による。
全体工期：
①工事　契約締結の翌日から令和12年９月13日まで
指定部分１　令和９年８月31日まで
指定部分２　令和10年５月31日まで
②工事　契約締結の翌日から令和12年６月14日まで
指定部分１　令和９年８月31日まで
指定部分２　令和10年５月31日まで

⑹　使用する主要な資機材
①工事　鋼材　約1900ｔ
②工事　鋼材　約1600ｔ

⑺　本工事は、技術提案［ＶＥ提案］を受け付けるとともに、「工事全般の施工計画」、「賃上げの実施に関する評価」、「ワーク・ライフ・バランス関連認定企業の評価」を求め、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する［総合評価落札方式（技術提案評価型Ｓ型）］の工事である。また、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式の試行工事である。また、本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の試行工事である。

⑻　本発注工事は、以下に示す試行等の対象工事である。詳細は、入札説明書別表一１による。
①　「工事環境の改善」実施工事
②　完成時の工事成績評定の結果により、総合評価落札方式の加算点等を減ずる試行工事。
③　工事コスト調査結果により、工事成績評定を減ずる試行工事
④　建設リサイクル法対象工事
⑤　総価契約単価合意方式
⑥　「設計・施工技術連絡会議（三者会議）」の設置対象工事
⑦　「設計審査会」の設置対象工事
⑧　現場代理人と配置予定の主任（監理）技術者の兼務を認めない試行工事
⑨　難工事指定工事
⑩　ＩＣＴ活用工事【構造物工（橋梁上部）】【施工者希望Ⅱ型】
⑪　ＢＩＭ／ＣＩＭ適用工事【発注者指定型】
⑫　工事工程表の開示試行工事
⑬　新技術導入促進（Ｉ）型
⑭　一括審査方式
⑮　「生産性向上チャレンジ」試行工事
⑯　熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行工事
⑰　条件明示チェックリスト参考開示の試行工事
⑱　契約変更手続きの透明性を確保するための第三者による適正性チェックについて（試行）
⑲　直轄土木工事における賃金・労働時間等の実態調査試行工事

２　競争参加資格
⑴　次に掲げる条件を満たしているものにより構成される特定建設工事共同企業体であって、「競争参加者の資格に関する公示」（令和８年11月13日付け関東地方整備局長）に示すところにより関東地方整備局長（以下「局長」という。）から鋼橋上部工事に係る特定建設工事共同企業体としての競争参加の資格（以下「特定建設工事共同企業体としての資格」という。）の認定を受けている者、又は下記の①から⑧までに掲げる条件を満たしている単体有資格業者であること。
①　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
②　関東地方整備局（港湾空港関係を除く。）における鋼橋上部工事に係る一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。
③　会社更生法に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（②の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
④　平成23年４月１日以降に、元請けとして完成・引渡しが完了した下記の要件を満たす同種工事の施工実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。（ただし、異工種建設工事共同企業体については適用しない。））。
⑦　道路橋（Ａ活荷重又はＴＬ－20以上。）または鉄道橋（モノレール及び新交通は除く。）の工事であること。ただし、いずれの場合も橋を構成する主要な部材が鋼であること。
⑴　橋梁型式が鈑桁橋・単純箱桁橋を除く鋼橋であること。ただし、鋼床版箱桁橋は施工実績としてよい。
⑼　最大支間長が40m以上の工事であること。
ただし、上記⑦～⑼は同一工事であること。
ただし、申請できる同種工事の施工実績は１件のみとし、これを超える件数の施工実績を申請した場合は、申請されたすべての工事を実績として認めない。
なお、当該実績が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。
経常建設共同企業体にあっては、すべての構成員が上記の施工実績を有すること。
特定建設工事共同企業体にあっては、すべての構成員が上記の施工実績を有すること。
また、異工種建設工事共同企業体としての実績は、協定書による分担工事の実績のみ同種工事の実績として認める。
⑤　工事全般の施工計画が適正であること。
⑥　競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年３月29日付け建設省厚第91号）に基づく指名停止を受けていないこと。
⑦　上記１に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。なお、設計業務等の受託者が設計共同体である場合は、設計共同体の各構成員又は当該構成員と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。詳細は入札説明書による。
⑧　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⑵　①工事、②工事共に現地での施工期間について、次に掲げる基準を満たす主任（監理）技術者を当該工事に専任で配置できること。なお、特定建設工事共同企業体として本工事の入札に参加する場合にあっては、原則とし